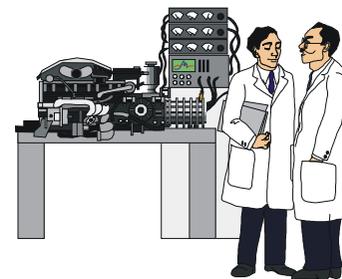


# 島原市企業立地の促進及び雇用の創出に関する条例

## 【概要版】



### 【条例の趣旨】

島原市では、平成24年4月に、事業所の新設、増設、移設、改修を行う事業者に対し支援措置を講じ、新規企業の立地及び地場企業の拡大を促進することにより、本市の経済の振興及び雇用の創出を図っていくため、各種支援措置を定めた条例を制定しました。

# 【島原市企業立地促進・雇用創出事業のイメージ】

**【対象業種】**

- ①製造業
- ②自然科学研究所
- ③機械修理業
- ④情報サービス業
- ⑤宿泊業
- ⑥技術サービス業
- ⑦物流関連業

**【対象要件】**  
 島原市に新設・増設・移設・改修を行う事業者が以下の要件を満たす場合に支援を行う。

**【新設の場合】**  
 事業所の新設に伴い以下の条件を満たすこと。  
**投下固定資産額：2,500万円以上**  
**新規雇用者の増加：5人以上**

**【増設・移設の場合】**  
 事業所の増設・移設に伴い以下の条件を満たすこと。  
**投下固定資産額：1,000万円以上**  
**新規雇用者の増加：1人以上**

**【改修の場合】**  
 事業所の改修に伴い、以下の条件を満たすこと。  
**改修に要した額：2,500万円以上**  
**新規雇用者の増加：5人以上**



事業の指定  
認可

**【支援メニュー】**

**① 立地奨励金**

◆投下した固定資産額にかかる固定資産税相当額を3年間補助

**② 施設整備奨励金**

◆投下した固定資産額（土地代を除く）の取得額又は改修に要した経費に新規雇用者の数に応じて一定の率を乗じた額を補助（限度額1億円（改修の場合2,000万円））

**③ 土地家屋賃借奨励金**

◆土地・家屋賃借料の25%を3年間補助（限度額1年間で1,000万円）

**④ 雇用奨励金**

◆新規雇用した人数に対する補助  
 正規雇用者…50万円/人  
 短時間雇用者…25万円/人  
 （限度額 5,000万円）

## 条例の主な内容

### 1. 目的

本市における新規企業の立地及び地場企業の拡大を促進するため必要な支援措置を講じ、産業の振興と雇用の創出を図ることを目的とする。

### 2. 定義

#### 【事業者とは】

以下の業種に属する事業を営む者。

- ①製造業
- ②自然科学研究所
- ③機械修理業
- ④情報サービス業
- ⑤宿泊業
- ⑥技術サービス業
- ⑦物流関連業

#### 【事業所とは】

左記に掲げる事業者が設置する、直接事業に使用する工場・施設等

#### 【事業所の新設・増設・移設・改修とは】

- 新設…市内に新たに事業所を設置
- 増設…事業の規模拡大を目的として、市内に事業所を設置
- 移設…事業の規模拡大を目的として、事業所を廃止し、市内に新たに事業所を設置
- 改修…事業所の機能向上を目的として、市内既存事業所の修繕等を行うこと

#### 【投下固定資産額とは】

事業所の設置に要する土地・家屋及び償却資産の取得に要した費用の総額  
改修については工事・設備投資の額

#### 【正規雇用者とは】

常時（雇用期間の定めのない）雇用され、雇用保険の被保険者である新規雇用者

#### 【短時間雇用者とは】

一週間の勤務時間が20時間以上であり、所定労働時間が正社員より短い新規雇用者

### 3. 奨励措置

○市が事業者へ事業所の設置に必要な土地の斡旋や設置に必要な情報の提供や用地までの市道の整備、雇用者の確保の協力等を行う。

○奨励金の交付

- ①立地奨励金
- ②施設整備奨励金
- ③土地家屋賃借奨励金
- ④雇用奨励金

### 4. 奨励金の額 ※別表

奨励金の種類	対象要件	奨励金の額等
立地奨励金	<p>島原市内に事業所の設置を行い、次の基準に該当すること。</p> <p>(1) 事業所を新設するにあたり取得した投下固定資産額が2,500万円以上であり、かつ新設にかかる新規雇用者の増加が5人以上であること。</p> <p>(2) 事業所を増設・移設するための投下固定資産額が1,000万円以上であり、かつ増設・移設にかかる新規雇用者の増加が1人以上であること。</p>	<p>1 奨励金の額 事業所を新設、増設又は移設するにあたり取得した土地、家屋又は償却資産に係る固定資産税（都市計画税を除く。）に相当する額以内とする。ただし、税の免除又は不均一課税の適用を受けている場合は、実際に納付した固定資産税に相当する額以内とする。</p> <p>2 交付対象期間 補助対象となる固定資産の取得が全て完了した日以後、初めて当該固定資産税が課される年度から3年度間</p> <p>3 支給時期 各年度毎に、当該固定資産税の納付が確認された後交付する。</p>
施設整備奨励金	<p>島原市内に事業所の設置を行い、次の基準に該当すること。</p> <p>(1) 事業所を新設するにあたり取得した投下固定資産額が2,500万円以上であり、かつ新設にかかる新規雇用者の増加が5人以上であること。</p> <p>(2) 事業所を増設・移設するための投下固定資産額が1,000万円以上であり、かつ増設・移設にかかる新規雇用者の増加が1人以上であること。</p> <p>(3) 事業所を改修するための投下固定資産額が2,500万円以上であり、かつ、新規雇用者の増加が5人以上であること。</p>	<p>1 奨励金の額 事業所の新設、増設、移設又は改修に係る投下固定資産額（土地の取得に係る費用を除く。）に、新規雇用者の人数に応じた次に掲げる各補助率を乗じた額以内とする。</p> <p>(1) 1～10人 5%</p> <p>(2) 11～20人 6%</p> <p>(3) 21～30人 7%</p> <p>(4) 31～40人 8%</p> <p>(5) 41～50人 9%</p> <p>(6) 51人以上 10%</p> <p>2 支給時期 事業を開始した日以後、奨励金の対象となる投下固定資産額の支払を確認した後交付する。</p> <p>3 奨励金の限度額 1億円（改修の場合2,000万円）</p>
土地家屋賃借奨励金	<p>島原市内に事業所の設置を行い、次の基準に該当すること。</p> <p>(1) 事業所を新設するにあたり取得した投下固定資産額が2,500万円以上であり、かつ新設にかかる新規雇用者の増加が5人以上であること。</p> <p>(2) 事業所を増設・移設するための投下固定資産額が1,000万円以上であり、かつ増設・移設にかかる新規雇用者の増加が1人以上であること。</p> <p>(3) 事業所を改修するための投下固定資産額が2,500万円以上であり、かつ、新規雇用者の増加が5人以上であること。</p>	<p>1 奨励金の額 新設、増設又は移設に係る事業所の土地及び家屋の賃借料に25%を乗じた額以内とする。</p> <p>2 交付対象期間 事業を開始した日以後3年間</p> <p>3 支給時期 1年毎に、賃借料の支払を確認した後交付する。</p> <p>4 奨励金の限度額 1年間につき1,000万円</p>
雇用奨励金	<p>島原市内に事業所の設置を行い、次の基準に該当すること。</p> <p>(1) 事業所を新設するにあたり取得した投下固定資産額が2,500万円以上であり、かつ新設にかかる新規雇用者の増加が5人以上であること。</p> <p>(2) 事業所を増設・移設するための投下固定資産額が1,000万円以上であり、かつ増設・移設にかかる新規雇用者の増加が1人以上であること。</p> <p>(3) 事業所を改修するための投下固定資産額が2,500万円以上であり、かつ、新規雇用者の増加が5人以上であること。</p>	<p>1 奨励金の額 事業所の新設、増設、移設又は改修に伴う、市内に住所を有する新規の正規雇用者の人数に50万円を乗じた額を交付する。</p> <p>市内に住所を有する新規短時間雇用者は25万円を乗じた額とする。</p> <p>2 支給時期 1年毎に、給与等の支払いを確認した後交付する。</p> <p>3 奨励金の限度額 5,000万円</p>

## 5. 指定

○奨励金の交付を受けようとする者は、あらかじめ指定申請を市長に行い、市長は、これを審査し、事業者へ指定の認定を行う。

## 6. 審査会の設置

○市長は、事業者から指定申請がなされた場合は、「島原市企業立地促進雇用創出審議会」へ諮問する。

## 7. 指定の取り消し

以下の条件を満たさない場合は、市長は、指定を受けている事業者の指定を取り消すことができる。

### 【取消要件】

- ①指定事業者が指定要件を満たさなくなったとき。
- ②指定の日から1年以内に事業所の設置工事に着手しないとき。
- ③事業所を事業の目的に使用せず、又は他の用途に使用したとき。
- ④事業開始から5年以内に、事業を廃止若しくは休止したとき、又はその状況にあると認められるとき。
- ⑤虚偽の申請又はその他不正の行為により指定を受けたとき。
- ⑥その他市長が特に取り消しの必要があると認めるとき。

## 8. 奨励金の返還

事業者の指定が取り消された場合は、既に交付された奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

## 9. 地位の継承

指定事業者が以下の項目に該当する場合は、市長の承認を受けて指定事業者の地位の承継をすることができる。

- ①死亡した場合 → その相続人
- ②法人が合併又は分割した場合  
→ 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業を承継した法人
- ③営業を譲渡した場合 → その譲受人。

## 10. 報告調査

○指定事業者は、操業を開始した日から5年間市長に対して事業の報告を行わなければならない。

## 島原市 商工観光部 商工振興課

〒855-0045

長崎県島原市上の町537番地

TEL：0957-63-1111

FAX：0957-62-8100

E-mail：[companylocation@city.shimabara.lg.jp](mailto:companylocation@city.shimabara.lg.jp)